令和８年度

舞鶴港アモ瀬灯浮標ほか1基全交換工事

仕　様　書

第八管区海上保安本部

第１章　概要

１．１
工 事 件 名

舞鶴港アモ瀬灯浮標ほか１基全交換工事

１．２
工 事 場 所

舞鶴港アモ瀬灯浮標
北緯　　３５－３０－４２　（４２．３）
東経　１３５－２０－１１　（１０．８）

舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標
北緯　　３５－２９－３９　（３９．３）
東経　１３５－２２－０９　（０８．８）

なお、設標・引揚資材の整備は舞鶴浮標置場（京都府舞鶴市大字平小字小浦１７６０番の７）において行うことを標準とする。

１．３
工 事 期 間

契約の翌日から令和９年３月２６日まで

１．４
工 事 概 要

灯浮標の航路標識としての機能を維持するため、舞鶴浮標置場に保管している予備標体等の資材整備、全交換及び引揚げられた標体等の資材整備を行う。

１．５
当該標識管理
事　務　所

１　標識管理者
舞鶴海上保安部　交通課
〒６２４－０９４６
京都府舞鶴市字下福井９０１　舞鶴港湾合同庁舎３Ｆ
℡０７７３－７６－４１２０

２　発注元
第八管区海上保安本部　交通部　整備課
〒６２４－８６８６
京都府舞鶴市字下福井９０１　舞鶴港湾合同庁舎４Ｆ
℡０７７３－７６－４１００　　（内線２６５４）

１．６
注 意 事 項

１　全交換工事及び資材整備（以下「工事等」と記す。）は、監督職員と十分連絡を取りながら実施する。
２　仕様等に疑義が生じた場合は、受注者のみの判断によらず、監督職員と協議してその対応を決定する。

第２章　一般共通事項

２．１ 適用範囲

１　本仕様書、関係法令等に適合するように施工し、該当事項の無いものには適用しない。
２　本仕様書に記載の無い事項でも、自然付帯する事項は、請負金額の範囲内で実施する。

２．２ 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。

２．３ 監督職員

監督職員とは、「第八管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。

２．４ 疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議する。

２．５ 現場の納まり等の関係による協議

現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。

２．６ 官公署その他への手続き

工事等の着手、実施、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出、手続等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。

２．７ 工事現場の安全衛生管理

１　工事等現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。
　ただし、別に責任者を定める場合は、これに協力する。
２　工事等現場においては常に整理整頓を行い、危険箇所等の点検を行うなど、事故の防止に努める。
３　作業船等が輻輳している区域を航行する場合は、見張りを強化する等して事故防止に努めなければならない。

２．８ 災害及び公害の防止

工事等に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。
なお、第三者に対して損害を与えた場合は、受注者は適正な補償をしなければならない。

１　第三者に災害を及ぼしてはならない。
２　公害の防止に努める。
３　細心の注意をもってしても、災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。
４　気象、海象の変化に注意し、事故の防止に努める。

５　機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。

２．９
臨機の処置

事故又は災害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

２．１０
養　　生

既存部分、施工済み部分、未使用材料等で汚染又は損傷のおそれがあるものは、適切な方法で養生及び保護を行う。

２．１１
後片付け

工事等完了後は、標体内外及び舞鶴浮標置場内の後片付け及び清掃を行う。

２．１２
実施工程表

工事等着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。

２．１３
施工計画書

工事等着手に先立ち、工種別に、材料、工法、品質管理等を具体的に定めた施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。

ただし、施工計画書作成の必要性が少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

２．１４
施工図、現寸図、見本等

施工図、現寸図、見本等は、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。

ただし、作成の必要性が少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

２．１５
材　　料

１　材料は新品とし、監督職員の検査を受けて合格したもの又は監督職員の承諾を受けて検査を省略した軽易なものとする。

２　合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。

３　設計図書に「JIS（日本産業規格）」の規格品と指示された材料は、JISマークの表示のあるもの又はJISの規格証明書が添付されたものとする。

４　調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して、承諾を受ける。

２．１６
材料搬入の報告

材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に報告する。

ただし、軽易な材料の搬入については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。

２．１７

材料の検査に伴う試験等

１　試験は、下記の場合に行う。
（１）設計図書に定められた場合。
（２）試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。
２　供試体は、監督職員の承諾を受けて作製する。
３　試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場等適切な場所で行い、その場所の決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。
４　試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。

２．１８

施　　工

施工は、設計図書並びに「２．１２」「２．１３」及び「２．１４」による監督職員の承諾を受けた実施工程表、施工計画書、施工図及び現寸図等に従って行う。

２．１９

施工の検査

監督職員の検査は、下記の場合に行う。
ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。
１　設計図書に定められた場合。
２　監督職員の指定した工程に達した場合。

２．２０

施工の立会い

監督職員の立会いは、下記の場合に行う。
１　設計図書に定められた場合。
２　監督職員が特に指示する場合。

２．２１

施工の検査に伴う試験等

１　試験は、下記の場合に行う。
（１）設計図書に定められた場合。
（２）試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。
２　供試体の作製及び試験所等は「２．１７」による。

２．２２

他工事等との出合い

他の受注者によって実施される工事等との出合いとなる場合、監督職員の指示に従い、関係受注者間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。

２．２３

工事報告

工事の進捗、材料の搬出入、機械の運転日、作業別人員数、気象状況等を記載した報告書を毎週作成し、監督職員に提出する。

２．２４

工事写真

１　工事等着手前から工事等完了までに撮影した写真は、順にアルバムに整理する。
撮影に際しては、被写体の寸法が判明するようスケールポール又は箱尺等を同時に撮影する。

２　写真の仕様は、次による。
ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議する。
（１）写真は、原則デジタル写真とする。
（２）色彩は、カラーとする。
（３）有効画素数は、300万画素以上を目安とする。
（４）大きさは、1,200×900ピクセル程度から2,000×1,500ピクセル程度とする。
（５）ファイル形式は、JPEGとする。

２．２５
完成写真

１　完成写真は、正面・側面等２乃至は３方向で撮影する。
２　写真の仕様は「２．２４」２項による。

２．２６
竣工検査

現場代理人は検査に立会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成された場合以外は、検査職員の指示に従い、受注者の負担において適切な措置を講じなければならない。

２．２７
官給品等

１　本工事等において官給品がある場合は、現場代理人又は主任技術者は下記の措置を行う。
（１）官給品の引き渡しを受けるにあたり、事前にその旨を管理者へ連絡する。
（２）官給品の引き渡しを受ける際には現場に立ち会い、「官給品受領書を監督職員に２部提出する。
（３）官給品の保管場所、保管方法及び使用状況について指示を受けた場合には、必要な措置を講じる。
（４）官給品の使用が終了した際には、「官給品清算書」を監督職員に２部提出して確認を受け、引き渡しを行う。
２　本工事において撤去品が発生した場合は、現場代理人又は主任技術者下記の措置を行う。
（１）撤去品の保管場所、保管方法及び保管状況について指示を受けた場合には必要な措置を講じる。
（２）監督職員の指示する場所に運搬し、「撤去品発生通知書」を監督職員に２部提出する。

２．２８
発生材の処理

１　原則としてすべて構外に搬出し、関係法令等に従い、受注者の責任において適切に処分する。
２　発生材の処分に伴い、適正に処分されたことを証明する産業廃棄物管理票等を監督職員に提出する。
３　発生材のうち、売り払い可能な鋼材等のスクラップは、監督職員と協議のうえ、指示された整理・保管方法をとり、調書を添えて監督職員に引き渡す。

２．２９
非常の処置

１　本工事等実施中、当庁の業務に支障をきたしてはならない。
２　工事等実施のため、やむを得ず当庁の業務に支障をおよぼすおそれのある場合は、必ず事前に監督職員に連絡し、その指示を得て施工する。
　なお、監督職員への連絡は密に行う。

２．３０
異常現象への対応

受注者は、施工途中における安全確保のため、異常現象等に対して、下記に示すことなどの必要な措置を講じなければならない。
１　天災等に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
２　作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に避難させなければならない。
３　異常箇所の点検及び原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、安全に十分注意して行わなければならない。

２．３１
事故災害報告

受注者は、工事等の実施中に事故災害が発生した場合、直ちに監督職員に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出しなければならない。

２．３２
工事等を施工しない日等

受注者は、工事等を実施しない日や時間帯を定め、作業員等の休日等の確保を適正に行う。
なお、工事等を実施しない日は、原則、土曜日、日曜日及び祝祭日とし、これによりがたい場合は、監督職員と協議する。

２．３３
完成図書

工事完成後、次のものをＡ４ファイルに整理し、完成図書を１部監督職員に提出する。
なお、図面・写真等は、電子データでＣＤ－Ｒ等の記録媒体に記録して提出する。（電子データは「２．３４」を必ず実施する。）
１　契約関係書類
２　施工計画書
３　工程管理
　実施工程表及び工事週報（業者様式による。）
４　工事打合せ
　工事打合簿（業者様式による。）
５　品質管理
　使用材料表、材料承認願い、カタログ、出荷証明書、データシート等（業者様式による。）
６　出来形管理
　塗装膜厚測定記録（業者様式による。）
７　工事写真
　複数の標体を整備する場合は標体ごとに仕分ける。
　なお、写真については「２．２４」「２．２５」により撮影

	されたものとする。 ８　報告・申請・提出書類 ９　鉄鎖・水中接続具計測表 １０ その他監督職員が指示するもの
２．３４ そ　の　他	電子データの提出にあたっては、ウイルス対策を実施したうえで提出しなければならない。 また、ウイルスチェックソフトは、常に最新データに更新しなければならない。
２．３５ 検　　査	工事完了後、監督職員が指定する事項について、速やかに検査職員の検査を受ける。 なお、本契約は、完了届を提出し検査職員の検査合格をもって履行完了とする。
２．３６ 支払い条件	検査職員の検査合格後、当庁様式による請求書を受理したのちに支払いを行うものとする。

本仕様書に記載されていない事項や詳細については、下記仕様書等による。

仕　様　書　名	監　修　等
灯浮標等設置工事共通仕様書	海上保安庁交通部整備課
公共建築工事共通仕様書 公共建築改修工事共通仕様書 公共電気設備工事共通仕様書 公共機械設備工事共通仕様書	国土交通省大臣官房官庁営繕部
土木工事共通仕様書	国土交通省大臣官房技術調査課
港湾工事共通仕様書	国土交通省港湾局
土木学会標準仕様書	土木学会
建築工事標準仕様書（ＪＡＳＳ）	日本建築学会

全ての設計図書は、相互に補完する。

第３章　灯浮標等設置工

３．１ 標体設置場所

標体設置場所は、「１．２」及び図面１のとおりとする。

３．２ 支給品・官給品

１　支給する物品の内訳は、「支給品内訳書」による。
２　官給する物品の内訳は、「官給品内訳書」による。
３　官給品の受領には受注者が立ち会い、品名、数量、品質、規格等を確認の上、「官給品受領書」を監督職員に提出する。
４　受注者は、工事完成時に「官給品清算書」、「官給品返還書」及び「撤去品発生通知書」を監督職員に提出する。

３．３ 機器及び材料

工事に使用する機器及び材料は、特記あるものを除き、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。

３．４ 施工上の注意

施工において仕様等に疑義が生じた場合、受注者のみの判断によらず監督職員と協議する。

３．５ 積込荷役

別紙1「設標資材整備一覧表」及び図面2で示す資材を、舞鶴浮標置場からラフテレーンクレーン、運搬資材に準じたトラックにて搬出し、請負者が手配した岸壁まで運搬・仮置きする。資材の運搬にあたっては、物品及び施設に損傷を与えないよう十分に注意する。

なお、運搬に支障となる資材は、標体を岸壁又は起重機船等の上に据え置いてから取り付ける。

また、標体を据え置く場合は、中古タイヤ、枕クサビ等を介して回転しないよう安定させる。

置場及び岸壁等で据え置きに使用し、その後不要となった中古タイヤ、枕クサビ等については残置しないこと。

３．６ 資機材取付等

資機材等の取付は、別紙１「設標資材整備一覧表」及び別紙２－１２－２「浮体の記入方法」によるものとし、以下のとおりとする。

１　頭標

頭標取付金具を利用して、標体踊場手摺の頭標取付金具座に図面３及び図面４のとおり取り付け、堅固に組み立てる。

２　鳥除金物

太陽電池モジュール用鳥除金物を、太陽電池モジュールに図面３及び図面５のとおり取り付け、堅固に取り付ける。

３　喫水線

各標体に別紙２－１に示す位置に喫水線を記入する。

喫水線の文字サイズ記載要領については別紙２－２に示すとおりとする。

３．７ 引揚資材整備

１　陸揚荷役

全交換により引揚げた別紙1「引揚資材整備一覧表」で示す資材を岸壁から舞鶴浮標置場へ搬入する。

舞鶴浮標置場に搬入した資材は別紙４「撤去品発生予定通知書」に従い、返納及び廃棄を実施する。

２　標体･鉄鎖等整備計測

標体･鉄鎖等の整備計測は下記のとおり行う。

（１）貝類をかき落とした標体、鉄鎖、水中接続具及び沈錘は、高圧水洗浄および清掃を行い監督職員が指示する位置に整理し、標体は標体受台を適正に配置して据え置く。

（２）鉄鎖及び水中接続具(三ツ目環)は、直線に引き伸ばす。

（３）接環は塩抜き(水洗い)を行った後、本体とシャックルピン、プランジャー等に分解し、各部を洗浄剤にて洗浄後、指定場所に整理する。

（４）整備完了後、別紙3－1～4「鉄鎖･水中接続具計測表」に示す箇所の計測を行う。

（５）計測はノギス等を用い、結果を取りまとめ監督職員に提出する。

（６）標識毎に整理、接続された鉄鎖・三ツ目環・水中接続具には品名・長さ・数量・計測番号を記載した標示板を取り付ける。

《標示板例》

針金（Φ１　L=300）

標識名	舞鶴港アモ瀬灯浮標
年月	令和○年　○月
品名	鉄鎖Φ３２×３７．５m
計測番号	No.○

材質：亜鉛鉄板又は同等品（鉄鎖・三ツ目環）
耐水紙ラミネート加工(水中接続具)

３　付属装置整備

別紙２「引揚資材整備一覧表」に従い、標体よりＬＥＤ浮標

灯器等の機器を取り外し、監督職員の指示に従い清掃、整理する。
なお、頭標は水洗いを行う。
また、ケーブル等の不要資材については、関係法令に従い適正に処分する。
マンホール部及び電線貫通金物については、浮体内部に雨水等が侵入しないよう措置を行う。

３．８ 使用重機等

本工事において使用する車両、作業船、警戒船、工具、測定器具及び海図等は、受注者において準備する。
全交換作業に先立ち、灯浮標の吊り上げに適したクレーンフック及び吊り具等の準備を行う。

３．９ 安全管理

1　施工海域の海象・気象等の情報を事前に入手して、作業の安全管理・安全確保に万全を期す。
2　作業中、警戒船を配置し、作業海域における通航船及び作業の安全を確保する。
3　海上において作業を行う場合、作業員は救命胴衣を着用する。
また、救命浮環等の安全用品を常に使用可能な状態にしておき、海中転落等不慮の事故に備える。
4　関係機関へ作業内容等を事前に周知し、通行船舶への周知を図る。
また、大型船の運航状況を確認し、作業日程を調整する。

３．１０ 位置確認

1　設標に先立ち、設置する位置をGPS受信機等により確認する。
2　設標した標識の位置については、報告書として取りまとめ、監督職員に提出する。

３．１１ 灯浮標の引揚

1　灯浮標引揚げの際、沈錘が海底から離脱するまで急激な力を加えてはならない。
2　水中接続具引揚げの際、鉄鎖の絡み等異常を認めた場合は引揚げを中止し、監督職員の指示に従う。

３．１２ 灯浮標の設置

1　官給した浮標用資材は、図面10、11「碇置図」のとおり組み立てる。
なお、組立に際しては、監督職員立会いのうえ、特に水中付属物の連結に注意し、接環等のピン類は確実に組み込みを行う。
2　設置する灯浮標は、起重機船等の舷側に沈錘を抱えた状態で沈錘の中心上にGPS受信機アンテナをセットし、「１．２」記載の位置に監督職員の確認を受けて碇置する。
沈錘は、起重機船等から投下せず、海底に静かに降ろすこと。
この際、水深を計測し監督職員に報告する。
3　設標完了後、受注者において灯火及び機器の機能点検を行い、監督職員又は管理事務所職員の確認を受ける。
4　作業終了後、マンホールの閉鎖を確実に行う。

３．１３
係留具の計測

１　官給する水中接続具の部材径を計測し、設置前の状況を調査する。
２　揚収した水中接続具の部材径を計測し、摩耗状況を調査する。
３　異常等の状況が認められた場合には必ず写真に記録する。
４　計測したデータは、「灯浮標等設置工事共通仕様書　第六章　６－４－５（１）によるほか、電子データにて提出する。

３．１４
貝がら類の処分

整備により発生した貝がら類等は、法令に従い適正に処分する。

第４章　電気通信工

４．１ 資機材取付

各種資機材等の内訳は、別紙２「設置・引揚資材整備一覧表」のとおりとし、取り付けに関しては次のとおりとする。

１　蓄電池

（１）蓄電池ＭＳＥ－１５０(官給品)及びＭＳＥ－２００（長寿命型）(調達)は、図面５のとおり標体内部の蓄電池ラック取付座に蓄電池ラックを固定したのち収納し、押さえ板で固定する。

押さえ板は蓄電池の寸法に合わせて調整し取り付ける。

（２）蓄電池は、取付前に補充電を施す。

なお、取付数量及び電池の規格は別紙１「設標資材整備一覧表」による。

２　灯浮標用ソーラーシステム

（１）灯浮標用ソーラーシステム制御器（官給品）は、図面６のとおり、標体内部の機器取付座に六角ボルト・ナット（SUS304:M8×25　平　ばね座金（調達））４組で取り付ける。

（２）灯浮標用ソーラーシステム端子箱（官給品）を、図面６のとおり、表示板裏面の端子箱取付座に六角ボルト・ナット（SUS304:M10×50　平　ばね座金（調達））４組で取り付ける。

（３）太陽電池モジュール（20W（官給品））は、太陽電池取付架台（支給品）に図面５のとおり取り付ける。

（４）太陽電池モジュール及び同取付架台を図面５のとおり取り付ける。

なお、取付数量は別紙１「設標資材整備一覧表」による。

３　灯火監視装置（ＫＵＤ－１Ｃ）

（１）灯火監視装置（官給品）は、灯ろうの取付部に図面７のとおり、ボルト・ナット（官給品付属）４組で取り付ける。

（２）灯火監視装置アンテナ（官給品付属）は、灯火監視装置アンテナ取付座に図面７のとおり取り付ける。

３　ＬＥＤ浮標灯器

（１）スペーサ（支給品）は、図面８のとおり灯ろう取付台に六角ボルト・ナット（SUS-304:M20×60　平2　ばね座金（付属品））４組で取り付ける。

（２）ＬＥＤ浮標灯器は、図面８のとおりスペーサ（支給品）にパッキン（調達）を挟んで六角ボルト・ナット（SUS-304:M16×50　平2　ばね座金）４組（付属品）で取り付ける。

なお、灯器の取付方向は監督職員の指示する方向とする。

４．２ 配　　線

配線は図面９に示すとおりとし、下記に留意して安全かつ確実に取り付ける。

１　電線の色は、白（＋）プラス、黒（－）マイナスを標準とする。

２　配線は、ステンレスバンド、結束バンド(耐候性)等により体裁よく確実に行う。

３　各ケーブルの端末は、各機器の端子盤に適合する圧着端子を

使用する。

4　標体内部、灯器内部への配線は、電線貫通金物を使用する。
　配線径に対しガスケットの径に余裕がある場合には、配線に自己融着テープを巻く等して太さを調整し、配線とガスケットの隙間を生じさせないようにする。

5　監督職員が指示する水密性の保持が必要とする箇所は、コーキング材等により防水処理を施す。

6　制御器のケーブルグランド（調達）及びガスケット（調達）及び端子箱のスリーブパッキン（調達）を交換し配線する。

7　制御器へのケーブル接続は、温度センサー→蓄電池→太陽電池モジュール→負荷の順で行う。取り外すときは、この逆とする。

8　灯火監視装置用接続線（官給品付属）は、圧着端子を圧着のうえ、監視装置本体の指定コネクタ及び灯器内の灯火監視ユニットの指定端子に接続する。

9　灯火監視アンテナ空中線ケーブルは、監視装置本体の指定コネクタに接続する。

１０ 配線完了後、電源を投入する前に監督職員による配線の接続確認を実施し、また同職員立ち合いのもと電圧等のチェックを行い異常が無いことを確認した後、動作試験を実施する。

支給品内訳書(目録)

件名:舞鶴港アモ瀬灯浮標ほか1基全交換工事

品名又は名称	規　　格	単位	数量	備　　考
舞鶴港アモ瀬灯浮標				
鳥除金物	小	個	1	支給場所:第八管区海上保安本部 舞鶴浮標置場 支給部署:第八管区海上保安本部
鳥除金物	太陽電池モジュール用	個	4	
スペーサ		個	1	
舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標				
鳥除金物	小	個	1	支給場所:第八管区海上保安本部 舞鶴浮標置場 支給部署:第八管区海上保安本部
鳥除金物	太陽電池モジュール用	個	4	
スペーサ		個	1	

官給品内訳書(目録)

件名:舞鶴港アモ瀬灯浮標ほか1基全交換工事

品名又は名称	規　　格	単位	数量	備　　考
舞鶴港アモ瀬灯浮標				
標体	L-1型	基	1	官給場所:第八管区海上保安本部 舞鶴浮標置場 官給部署:第八管区海上保安本部
鉄鎖(連)	32mm(25m)	連	1	
鉄鎖	32mm×12.5m	連	1	
水中接続具	三ツ目環(30㎜×14㎜)	房	1	
水中接続具	転環32mm	個	1	
水中接続具	接環32mm	個	6	
4t沈錘	コンクリート	個	1	
頭標	円錐Ⅰ型	個	1	
太陽電池取付架台		個	4	
頭標取付金具(1個用)		組	1	
太陽電池モジュール	20W	面	4	官給場所:舞鶴海上保安部 官給部署:舞鶴海上保安部
灯浮標用ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ端子箱		個	1	
灯浮標用ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ制御器		個	1	
蓄電池	MSE-150	個	6	
灯火監視装置	KUD-1C	式	1	
LED浮標灯器	Ⅱ型赤	個	1	
舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標				
標体	L-U型	基	1	官給場所:第八管区海上保安本部 舞鶴浮標置場 官給部署:第八管区海上保安本部
鉄鎖	32mm×12.5m	連	1	
水中接続具	転環32mm	個	1	
水中接続具	接環32mm	個	3	
4t沈錘	コンクリート	個	1	
頭標	円錐Ⅰ型	個	1	
頭標取付金具(1個用)		組	1	
太陽電池モジュール	20W	面	4	官給場所:舞鶴海上保安部 官給部署:舞鶴海上保安部
灯浮標用ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ端子箱		個	1	
灯浮標用ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ制御器		個	1	
灯火監視装置	KUD-1C	式	1	
LED浮標灯器	Ⅱ型赤	個	1	

官給品等仕訳書

件名：舞鶴港アモ瀬灯浮標ほか1基全交換工事

品名又は名称	規　　格	単位	数量	単 価	価 格	備　　考
舞鶴港アモ瀬灯浮標						
標体	L-1型	基	1	3,090,700	3,090,700	購入価格
鉄鎖（連）	32mm（25m）	連	1	737,100	737,100	購入価格
鉄鎖	32mm×12.5m	連	1	368,550	368,550	購入価格
水中接続具	三ツ目環（30㎜×14㎜）	房	1	362,880	362,880	購入価格
水中接続具	転環32mm	個	1	65,880	65,880	購入価格
水中接続具	接環32mm	個	6	48,600	291,600	購入価格
4t沈錘	コンクリート	個	1	115,000	115000	市価
頭標	円錐Ⅰ型	個	1	35,535	35,535	購入価格
太陽電池取付架台		個	4	36,410	145,640	購入価格
頭標取付金具（1個用）		組	1	75,705	75,705	購入価格
太陽電池モジュール	20W	面	4	63,735	254,940	購入価格
灯浮標用ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ端子箱		個	1	19,950	19,950	購入価格
灯浮標用ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ制御器		個	1	345,870	345,870	購入価格
蓄電池	MSE-150	個	6	18,144	108,864	購入価格
灯火監視装置	KUD-1C	式	1	768,350	768,350	購入価格
LED浮標灯器	Ⅱ型赤	個	1	658,350	658,350	購入価格
舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標						
標体	L-U型	基	1	3,041,590	3,041,590	購入価格
鉄鎖	32mm×12.5m	連	1	368,550	368,550	購入価格
水中接続具	転環32mm	個	1	65,880	65,880	購入価格
水中接続具	接環32mm	個	3	48,600	145,800	購入価格
4t沈錘	コンクリート	個	1	115,000	115,000	市価
頭標	円錐Ⅰ型	個	1	65,920	65,920	購入価格
頭標取付金具（1個用）		組	1	75,705	75,705	購入価格
太陽電池モジュール	20W	面	4	63,735	254,940	購入価格
灯浮標用ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ端子箱		個	1	19,950	19,950	購入価格
灯浮標用ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ制御器		個	1	345,870	345,870	購入価格
灯火監視装置	KUD-1C	式	1	768,350	768,350	購入価格
LED浮標灯器	Ⅱ型赤	個	1	658,350	658,350	購入価格

1 設標資材整備一覧表

別紙1

標識名	品名	第八管区海上保安本部扱い物品										舞鶴保安部扱い物品						調達
		標体	鉄鎖	水中接続具			4t沈錘	頭標	頭標取付金具	標体構成部品	鳥除金物	灯浮標用ソーラーシステム				LED浮標灯器	灯火監視装置	標体配線
	規格	標体型式 標体番号	32mm	三ツ目環 30㎜×14㎜	転環 32mm	接環 32mm	コンクリート	円錐Ⅰ型	1個用	蓄電池ラック	小	太陽電池モジュール20W	制御器	端子箱	蓄電池	Ⅱ型赤	KUD-1C	
	単位	基	m	房	個	個	個	個	組	個	個	面	個	個	個	個	式	式
舞鶴港アモ瀬灯浮標	数量	L－1 83065	37.5	1	1	6	1	1	1	2	1	4	1	1	MSE150 *6	1	1	1
舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標	数量	L－U 82038	12.5		1	3	1	1	1	2	1	4	1	1	MSE200 *6	1	1	1

※MSE-200は調達品

2 引揚資材整備一覧表

標識名	品名	第八管区海上保安本部扱い物品										保安部(舞鶴)扱い物品					廃棄
		標体	鉄鎖	水中接続具			4t沈錘	頭標	頭標取付金具	標体構成部品	鳥除金物	灯浮標用ソーラーシステム				LED浮標灯器	標体配線
	規格	標体型式 標体番号	32mm	三ツ目環 30㎜×14㎜	転環 32mm	接環 32mm	コンクリート	円錐Ⅰ型	1個用	電池缶付属品6個1組	小	太陽電池モジュール20W	制御器	端子箱	蓄電池	Ⅱ型赤	
	単位	基	m	房	個	個	個	個	組	組	個	面	個	個	個	個	式
舞鶴港アモ瀬灯浮標	数量	L－1 83074	37.5	1	1	6	1	1	1	1	1	4	1	1	MSE300 *6	1	1
舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標	数量	L－U 82040	12.5		1	3	1	1	1	1		4	1	1	MSE300 *6	1	1

浮　　体　　の　　記　　入　　方　　法

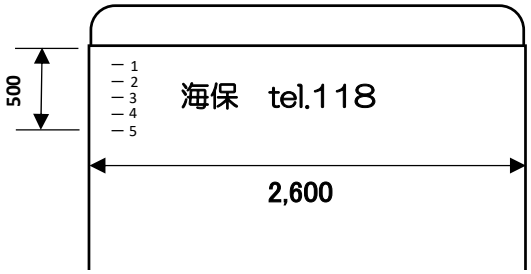
◎ 文字の種類: 文字は、漢字、アラビア数字、ローマ字(ヘボン式)とし、字体は丸ゴシック体とする。

◎ 文字の色 ： 下表による。

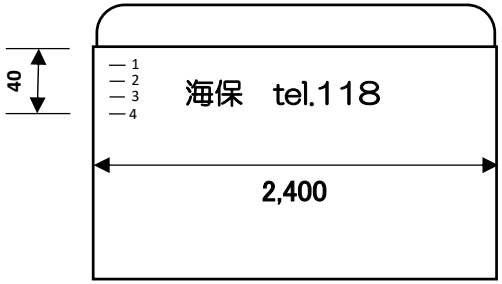
標体の色	赤
文字の色	白

◎ 記入位置 ： 下図による。

◎ 文字記入サイズ ：別紙3－2のとおり(一辺の文字の大きさ250㎜)



L-1標体



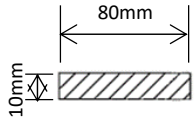
L-U標体

※ 本図は、各灯浮標の全体図に記載しているとおり、各浮標規格毎に定められるWL(喫水線)を最低線として100mm間隔に喫水線を振っていく、WL(喫水線)から200mm上がり付近に、「海保　tel.118」を記載する。

※ 三方向に記載する。

喫水目盛図

文字サイズ50㎜角



1



2



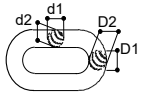
3



4

別紙3-1

鉄　鎖



エンドリンク　D1= 38.0　D2= 42.5　d1= 38.0　d2= 38.0

コモンリンク　D1= 32.0　D2= 36.0　d1= 32.0　d2= 32.0

令和　　年度　　第八管区海上保安本部　　確認者

No.	規格	目視	外観点検	計測データ			記事	
1				0 5 10 15 20 25	エンドリンク		計測年月日	令和　年　月　日
				D1 D2			計測者	
				摩耗率 摩耗率			引揚標識名	
				d1 d2				
				摩耗率 摩耗率			備　考	
2				0 5 10 15 20 25	エンドリンク		計測年月日	令和　年　月　日
				D1 D2			計測者	
				摩耗率 摩耗率			引揚標識名	
				d1 d2				
				摩耗率 摩耗率			備　考	
3				0 5 10 15 20 25	エンドリンク		計測年月日	令和　年　月　日
				D1 D2			計測者	
				摩耗率 摩耗率			引揚標識名	
				d1 d2				
				摩耗率 摩耗率			備　考	
4				0 5 10 15 20 25	エンドリンク		計測年月日	令和　年　月　日
				D1 D2			計測者	
				摩耗率 摩耗率			引揚標識名	
				d1 d2				
				摩耗率 摩耗率			備　考	
5				0 5 10 15 20 25	エンドリンク		計測年月日	令和　年　月　日
				D1 D2			計測者	
				摩耗率 摩耗率			引揚標識名	
				d1 d2				
				摩耗率 摩耗率			備　考	
6				0 5 10 15 20 25	エンドリンク		計測年月日	令和　年　月　日
				D1 D2			計測者	
				摩耗率 摩耗率			引揚標識名	
				d1 d2				
				摩耗率 摩耗率			備　考	

計測はエンドリンク及び拡大リンクは全て、コモンリンクは５ｍ毎に行うこと　※　摩耗・変形等の大きいリンクがある場合は、その箇所をノギスにより計測する。

別紙3-2

三ツ目環



D= 51　T= 45



計　測　・　点　検　記　録

エンド　D1 46　D2= 46　d1= 46　d2= 46

エンド　D1= 46　D2= 46　d1= 46　d2= 46

拡大　D1= 38　D2= 38　d1= 38　d2= 38

コモン　D1= 32　D2= 36　d1= 32　d2= 32

令和　　年度

第八管区海上保安本部

確認者　　・

No.	規格	目視	外観点検 環部	外観点検 鎖部	計測データ 環部				計測データ 鎖部	記事	
						左	中央	右			
1					D				D1 D2	計測年月日	令和　年　月　日
					摩耗率				摩耗率 摩耗率	計測者	
					T				d1 d2	引揚標識名	
					摩耗率				摩耗率 摩耗率	備　考	
					D				D1 D2	計測年月日	令和　年　月　日
					摩耗率				摩耗率 摩耗率	計測者	
					T				d1 d2	引揚標識名	
					摩耗率				摩耗率 摩耗率	備　考	
					D				D1 D2	計測年月日	令和　年　月　日
					摩耗率				摩耗率 摩耗率	計測者	
					T				d1 d2	引揚標識名	
					摩耗率				摩耗率 摩耗率	備　考	
					D				D1 D2	計測年月日	令和　年　月　日
					摩耗率				摩耗率 摩耗率	計測者	
					T				d1 d2	引揚標識名	
					摩耗率				摩耗率 摩耗率	備　考	

計測はエンドリンク及び拡大リンクは全て、コモンリンクは３ｍ毎に行うこと　※　摩耗・変形等の大きいリンクがある場合は、その箇所をノギスにより計測する。

別紙3-3

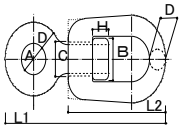
令和　　年度

計　測　・　点　検　記　録

第八管区海上保安本部

転環

D=	H=	A=	B=	C=	L1＝	L2＝
44	51	70	83	70	273	450

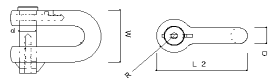


確　認　者

No.	規　格	外観点検				計測データ							記事		
		本体	回転軸	ナット	その他	ゲージ		ノギス							
								計測箇所	計測値	摩耗率	計測箇所	計測値	摩耗率		
1						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
						H		H			L2			計測者	
								A						引揚標識名	
								B							
								C						備考	
2						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
						H		H			L2			計測者	
								A						引揚標識名	
								B							
								C						備考	
3						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
						H		H			L2			計測業者	
								A						引揚標識名	
								B							
								C						備考	
4						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
						H		H			L2			計測者	
								A						引揚標識名	
								B							
								C						備考	
5						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
						H		H			L2			計測者	
								A						引揚標識名	
								B							
								C						備考	
6						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
						H		H			L2			計測者	
								A						引揚標識名	
								B							
								C						備考	

別紙3-4

計　測　・　点　検　記　録



D= 44　W= 144　L1= 185　L2= 240

接環

第八管区海上保安本部

確　認　者

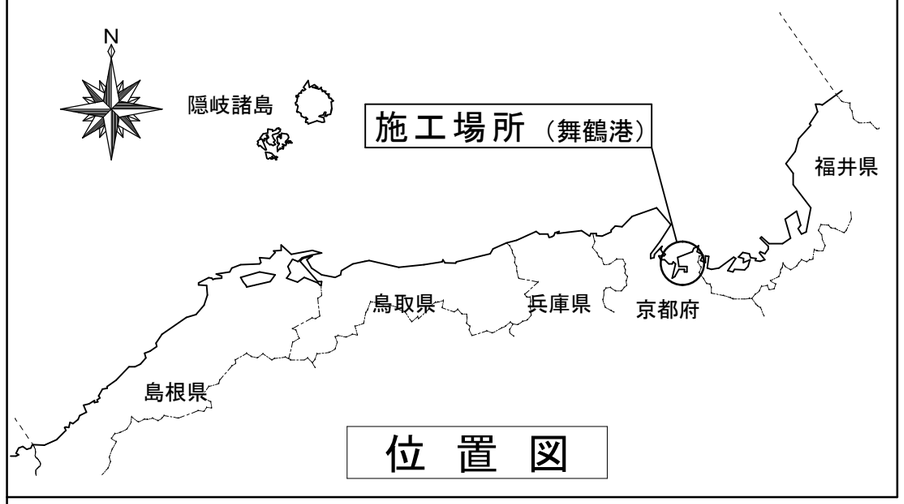
No.	規格	外観点検 本体	外観点検 接環ピン	外観点検 差込ｷｰ ﾌﾞﾗﾝｼﾞｬｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ	外観点検 その他	計測 ゲージ		計測データ ノギス 計測箇所	計測値	摩耗率	計測箇所	計測値	摩耗率	記事	
1						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	1
														備考	
2						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	2
														備考	
3						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	3
														備考	
4						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	4
														備考	
5						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	5
														備考	
6						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	1
														備考	
7						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	2
														備考	
8						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	3
														備考	
9						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	1
														備考	
10						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	2
														備考	
11						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	3
														備考	
12						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	1
														備考	
13						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	2
														備考	
14						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	3
														備考	
15						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	1
														備考	
16						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	2
														備考	
17						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	3
														備考	
18						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	1
														備考	
19						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	2
														備考	
20						D		D			L1			計測年月日	令和　年　月　日
								W			L2			計測者	
								d						引揚標識名	3
														備考	

別紙4

撤去品発生予定通知書

件名：舞鶴港アモ瀬灯浮標ほか1基全交換工事

品名又は名称	規　　格	単位	数量	備　　考
舞鶴港アモ瀬灯浮標				
標体	L-1型	基	1	返納場所：舞鶴浮標置場
鉄鎖	32mm×25m	連	1	返納場所：舞鶴浮標置場
鉄鎖	32mm×12.5m	連	1	返納場所：舞鶴浮標置場
水中接続具	三ツ目環（30㎜×14㎜）	房	1	返納場所：舞鶴浮標置場
水中接続具	転環32mm	個	1	返納場所：舞鶴浮標置場
水中接続具	接環32mm	個	6	返納場所：舞鶴浮標置場
4t沈錘	コンクリート	個	1	返納場所：舞鶴浮標置場
頭標	円錐Ⅰ型	個	1	返納場所：舞鶴浮標置場
太陽電池取付架台		個	4	返納場所：舞鶴浮標置場
頭標取付金具（1個用）		組	1	返納場所：舞鶴浮標置場
鳥除金物	小	個	1	返納場所：舞鶴浮標置場
太陽電池モジュール	20W	面	4	返納場所：舞鶴海上保安部
灯浮標用ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ端子箱		個	1	返納場所：舞鶴海上保安部
灯浮標用ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ制御器		個	1	返納場所：舞鶴海上保安部
蓄電池	MSE-300	個	6	返納場所：舞鶴海上保安部
LED浮標灯器	Ⅱ型赤	個	1	返納場所：舞鶴海上保安部
標体配線		式	1	廃棄
舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標				
標体	L-U型	基	1	返納場所：舞鶴浮標置場
鉄鎖	32mm×12.5m	連	1	返納場所：舞鶴浮標置場
水中接続具	転環32mm	個	1	返納場所：舞鶴浮標置場
水中接続具	接環32mm	個	3	返納場所：舞鶴浮標置場
4t沈錘	コンクリート	個	1	返納場所：舞鶴浮標置場
頭標	円錐Ⅰ型	個	1	返納場所：舞鶴浮標置場
頭標取付金具（1個用）		組	1	返納場所：舞鶴浮標置場
太陽電池モジュール	20W	面	4	返納場所：舞鶴海上保安部
灯浮標用ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ端子箱		個	1	返納場所：舞鶴海上保安部
灯浮標用ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ制御器		個	1	返納場所：舞鶴海上保安部
蓄電池	MSE-300	個	6	返納場所：舞鶴海上保安部
LED浮標灯器	Ⅱ型赤	個	1	返納場所：舞鶴海上保安部
標体配線		式	1	廃棄



位　置　図

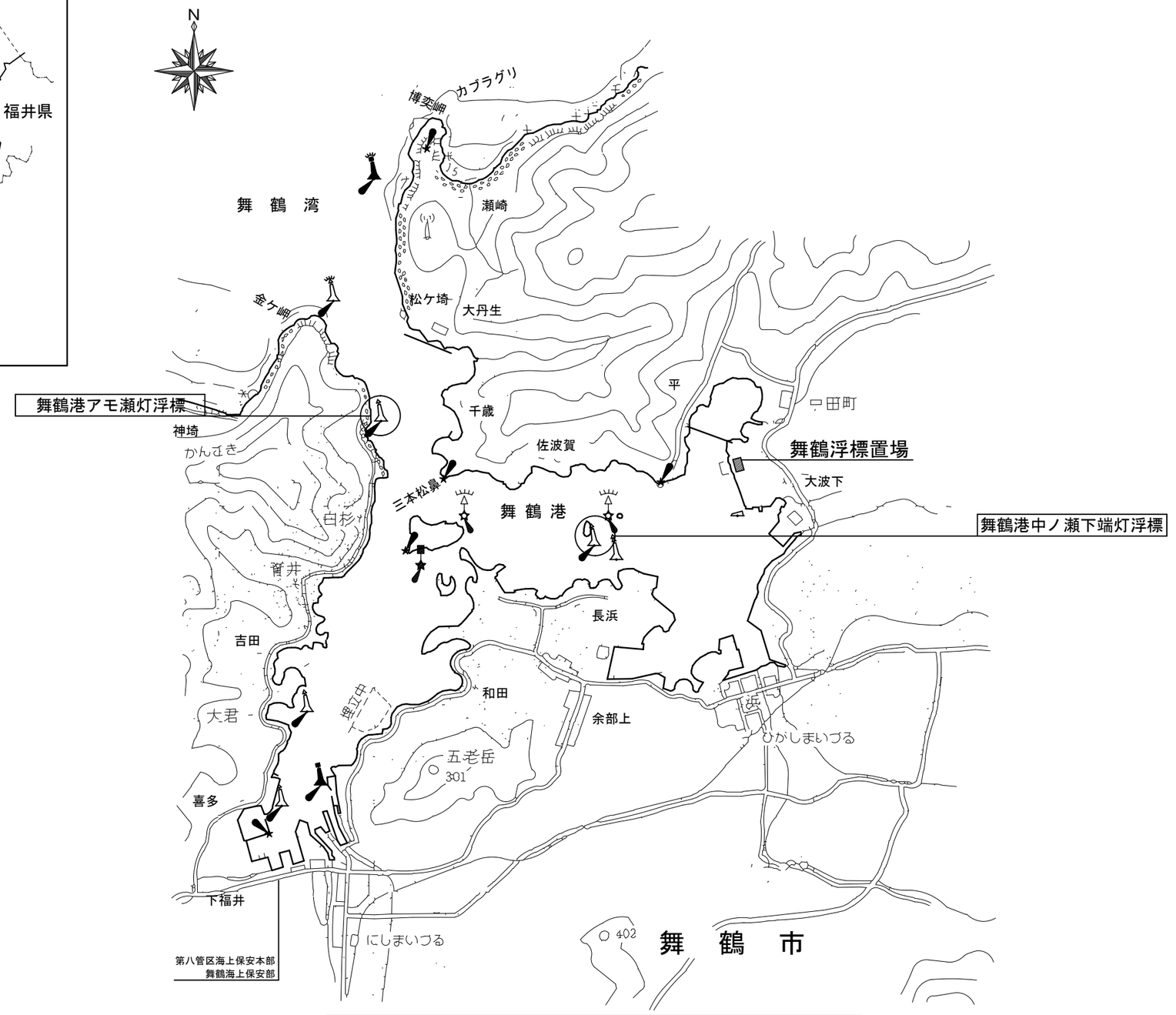
全交換標識

舞鶴港アモ瀬灯浮標

N	３５－３０－４２	（４２．３）
E	１３５－２０－１１	（１０．８）

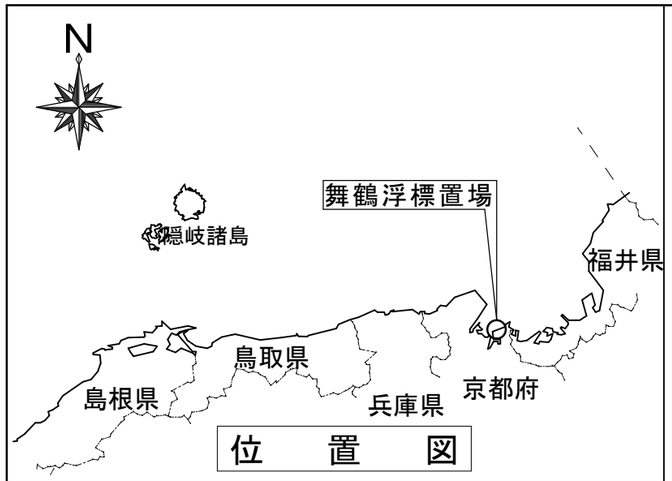
舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標

N	３５－２９－３９	（３９．３）
E	１３５－２２－０９	（０８．８）

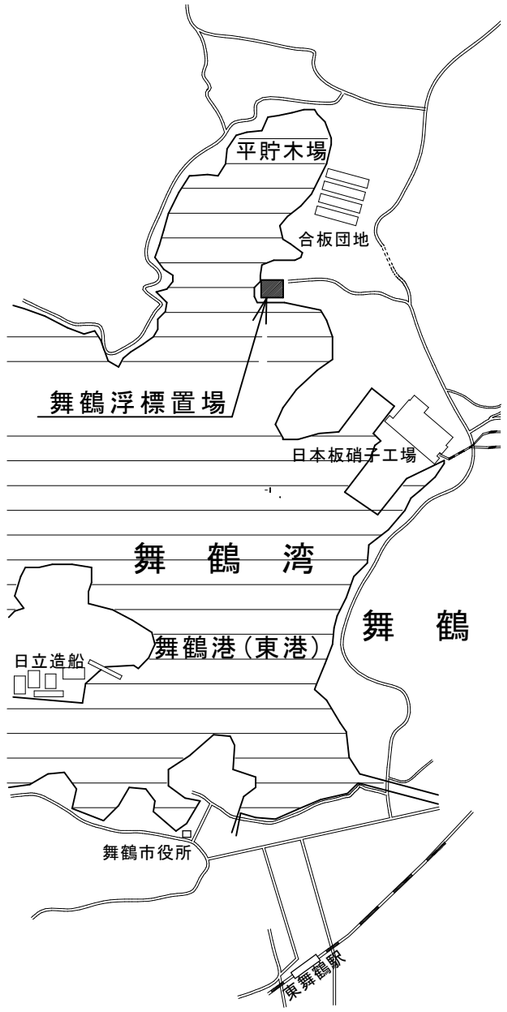


案内図（舞鶴港）　S=1/100,000

件名	舞鶴港アモ瀬灯浮標ほか１基全交換工事			
図面名称	位置図・案内図			
縮尺	図　示	設　計	設計年月日	令和８年９月
		土　生	図面番号	１／１１
	第八管区海上保安本部　交通部整備課			



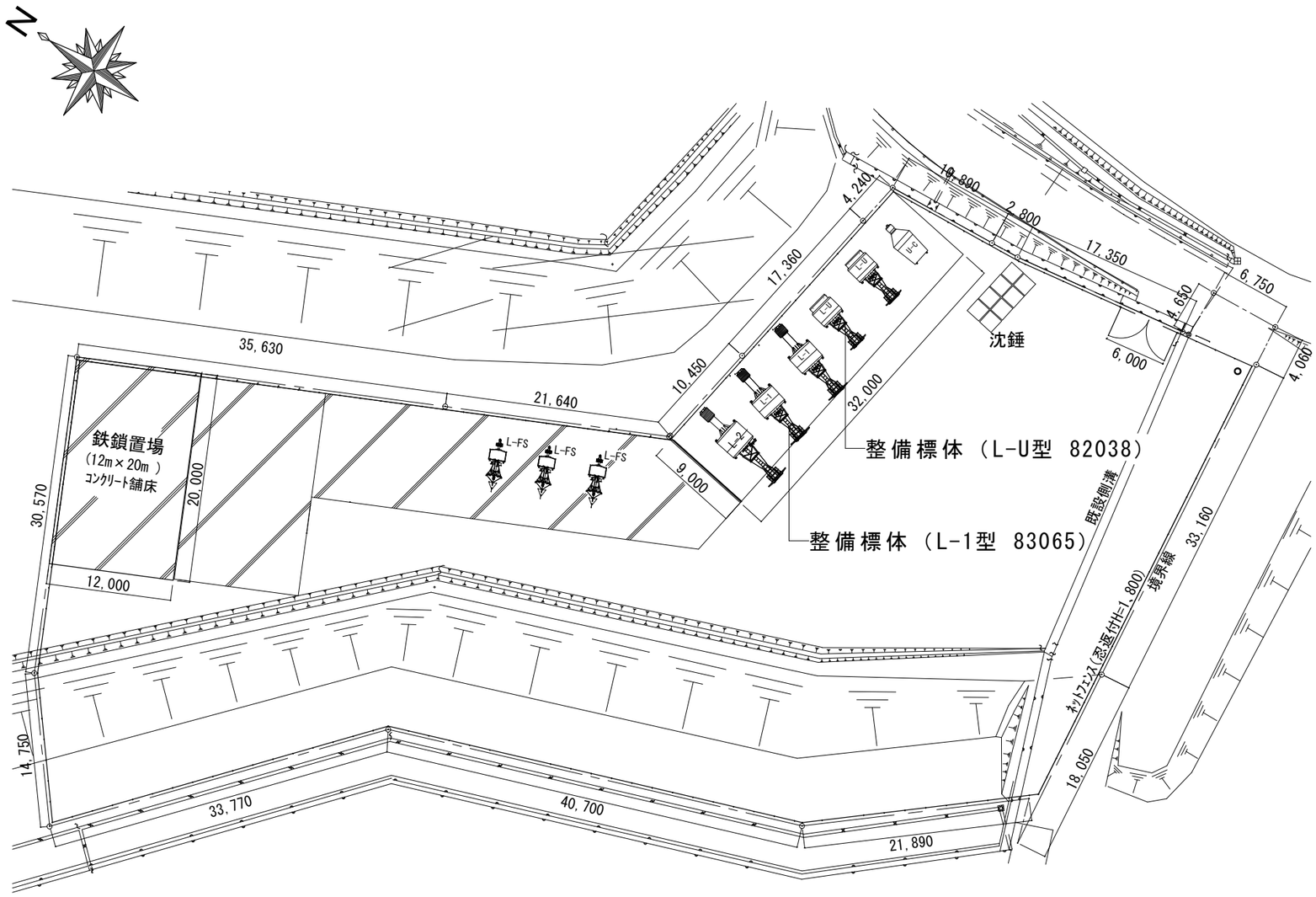
位　置　図



位置図　S=1/35,000

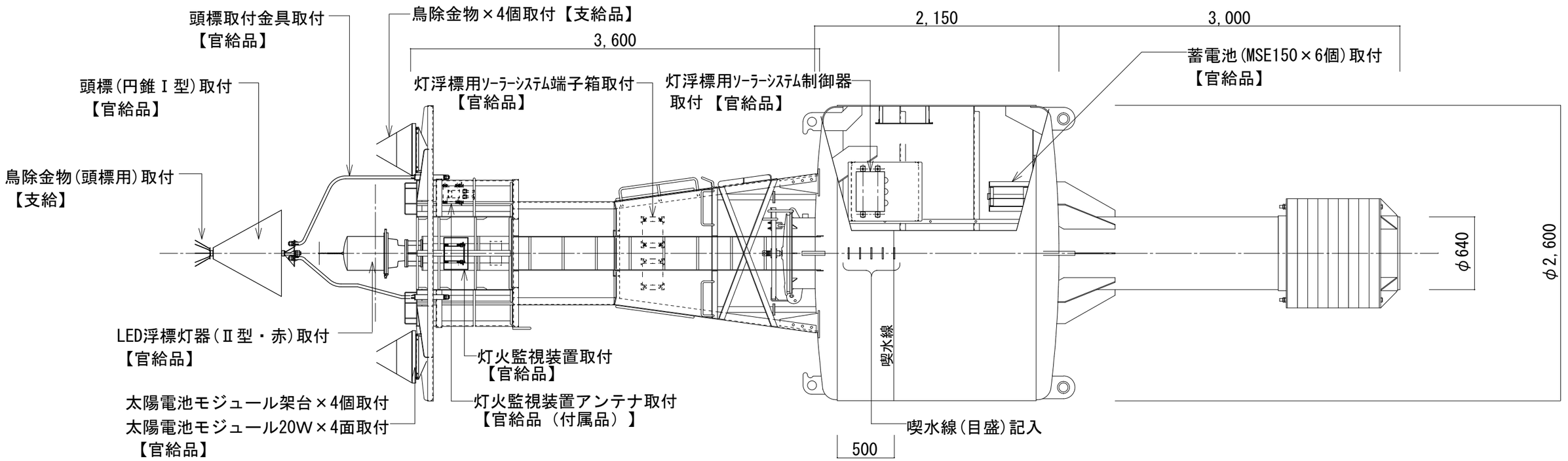
使用標体一覧

標体型式	標体番号	標　識　名
Ｌ－１型	83065	舞鶴港アモ瀬灯浮標
Ｌ－Ｕ型	82038	舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標

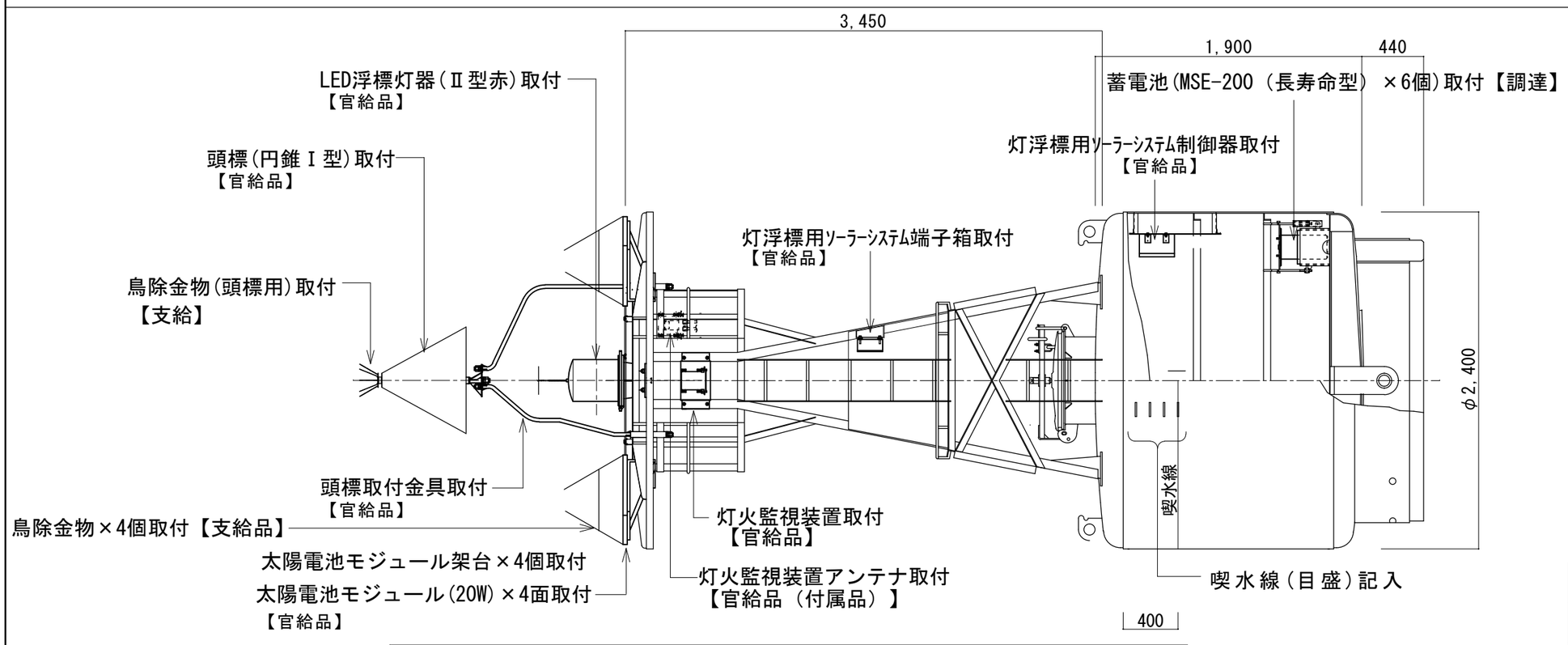


舞鶴浮標置場配置図　S=1/700

件名	舞鶴港アモ瀬灯浮標ほか1基全交換工事		
図面名称	位置図・舞鶴浮標置場配置図		
縮尺	図　示	設　計	設計年月日　令和８年９月
		土　生	図面番号　２／１１
第八管区海上保安本部　交通部整備課			

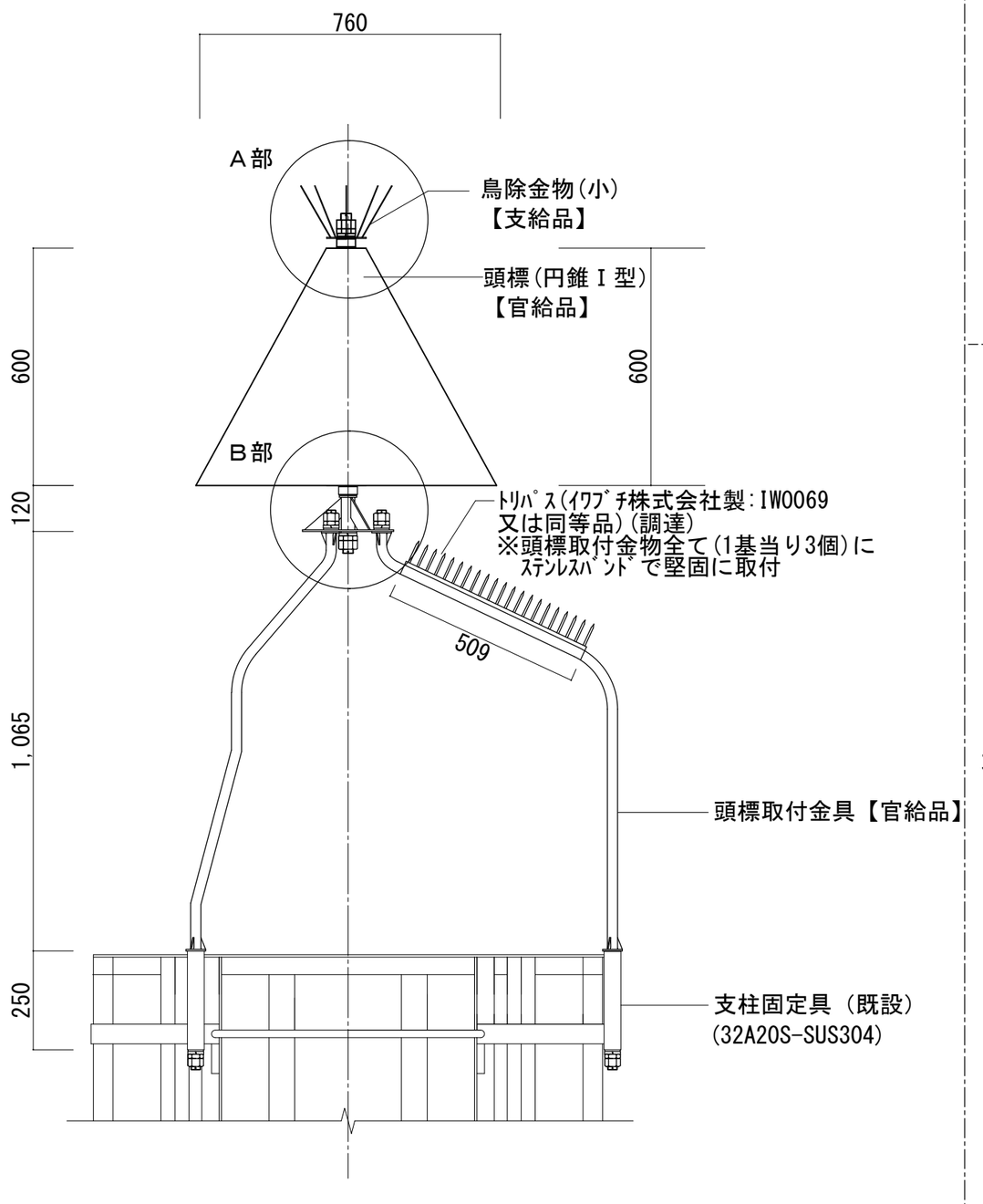


舞鶴港アモ瀬灯浮標資材整備図（Ｌ－１型）S=1/50　標体番号：８３０６５



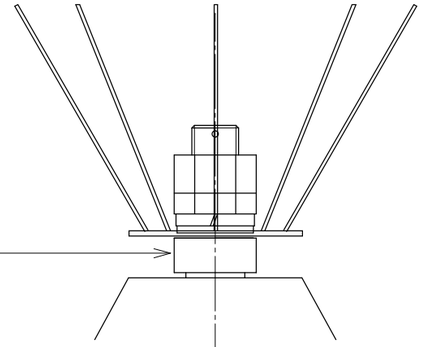
舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標資材整備図（Ｌ－Ｕ型）S=1/50　標体番号：８２０３８

件名	舞鶴港アモ瀬灯浮標ほか1基全交換工事			
図面名称	標体整備図			
縮尺	図　示	設　計	設計年月日	令和８年９月
		土　生	図面番号	３／１１
	第八管区海上保安本部　交通部整備課			

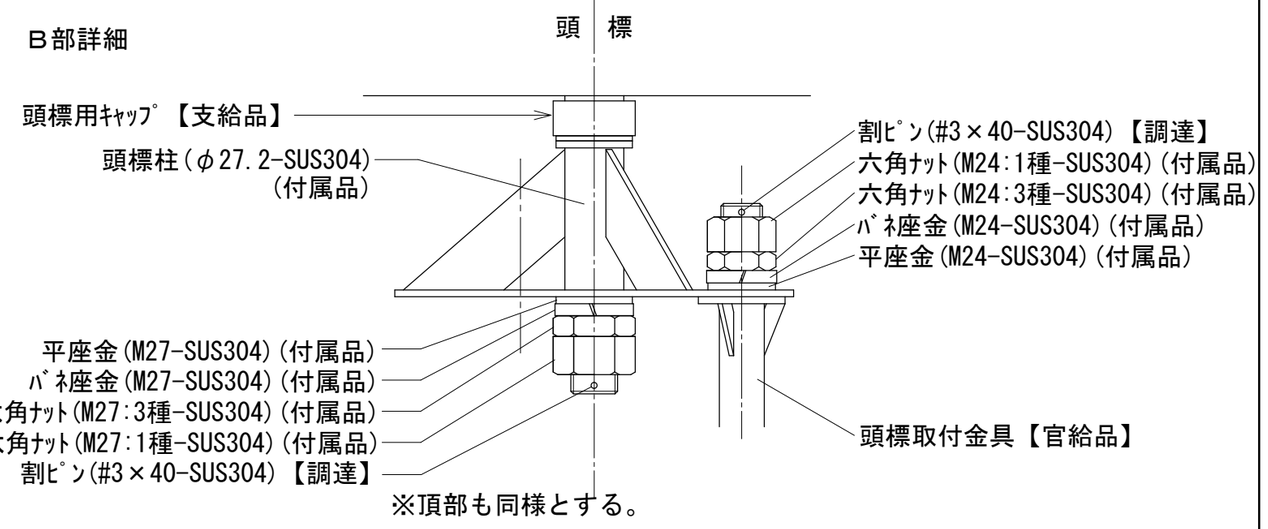


頭標・頭標取付金具取付図　S=1/20

A部詳細



B部詳細

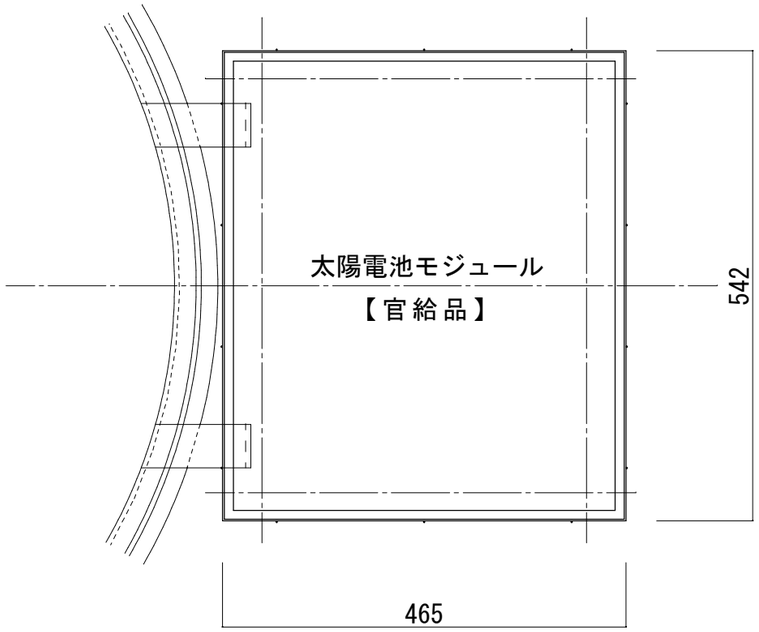


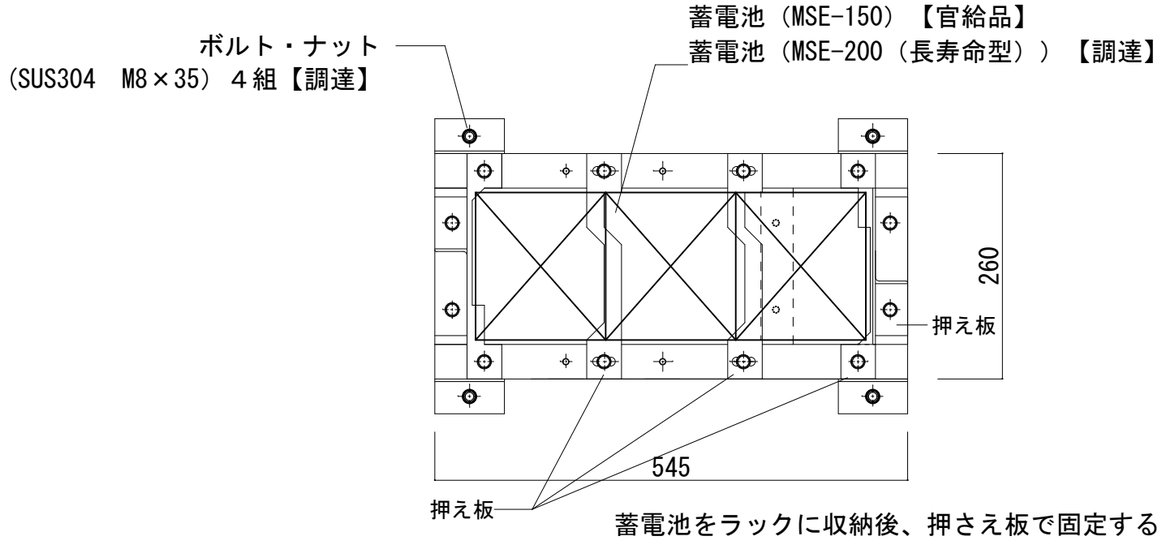
※頂部も同様とする。

頭標取付詳細図　S=1/5

【舞鶴港アモ瀬灯浮標・舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標共通図】

件名	舞鶴港アモ瀬灯浮標ほか１基全交換工事			
図面名称	頭標・頭標取付金具取付図 頭標取付詳細図			
縮尺	図　示	設　計	設計年月日	令和８年９月
		土　生	図面番号	4 ／ 11
	第八管区海上保安本部　交通部整備課			



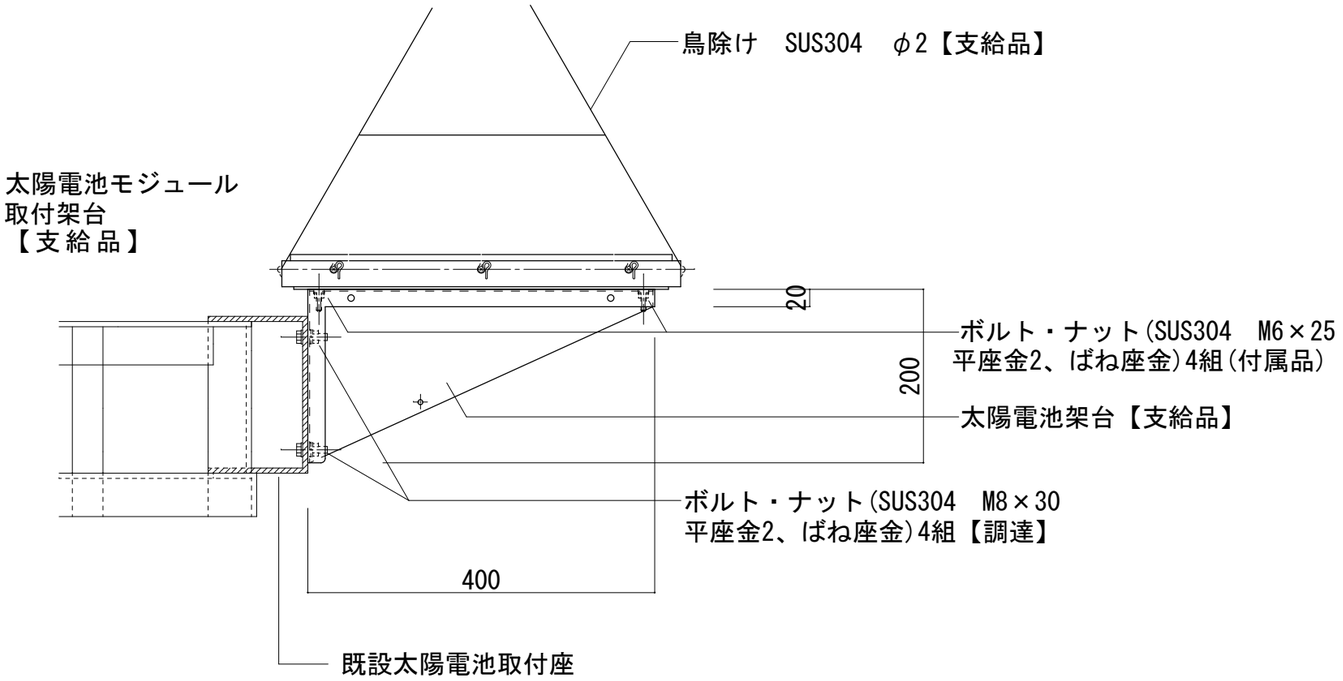


蓄電池をラックに収納後、押さえ板で固定する

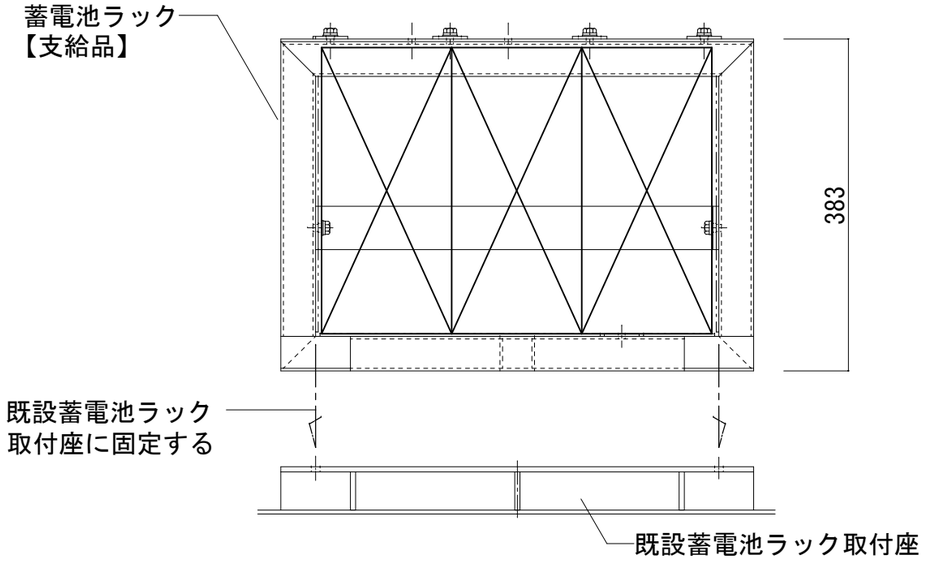
MSE-150：舞鶴港アモ瀬灯浮標

MSE-200（長寿命型）：舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標

※蓄電池の寸法に合わせ押さえ板を調整する。



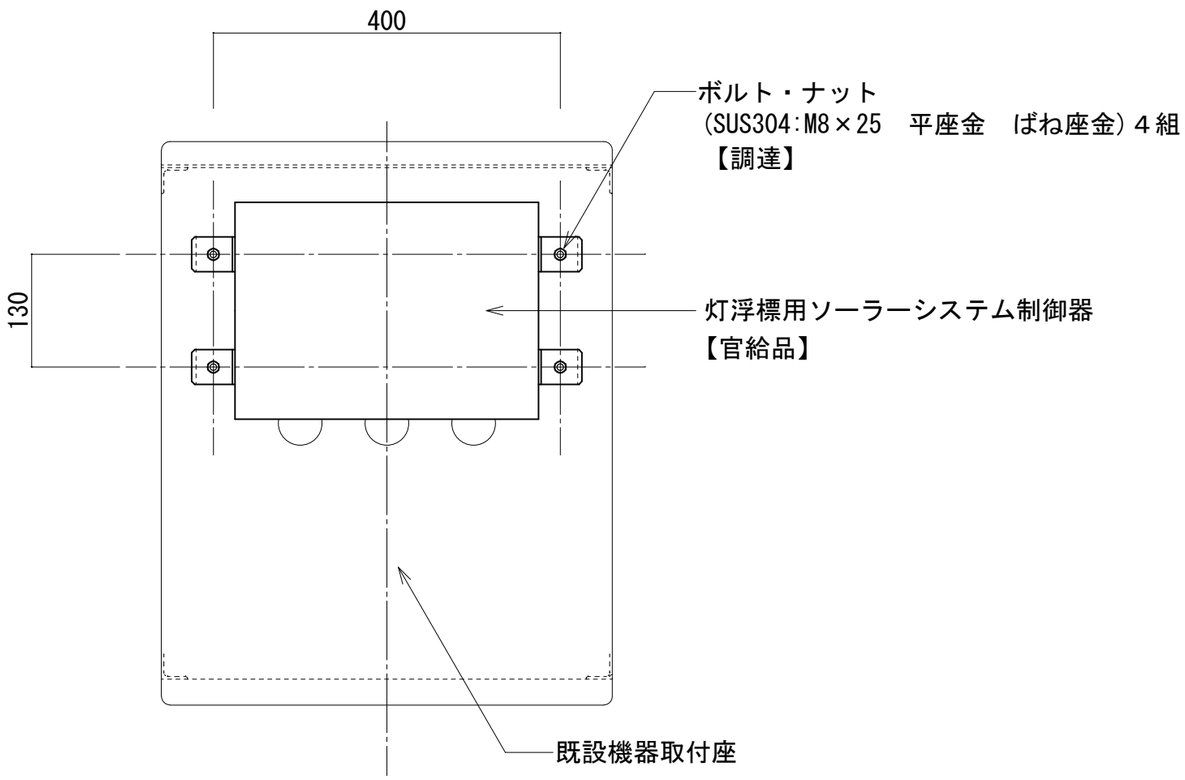
太陽電池モジュール取付図　S=1/10



蓄電池設置図　S=1/10

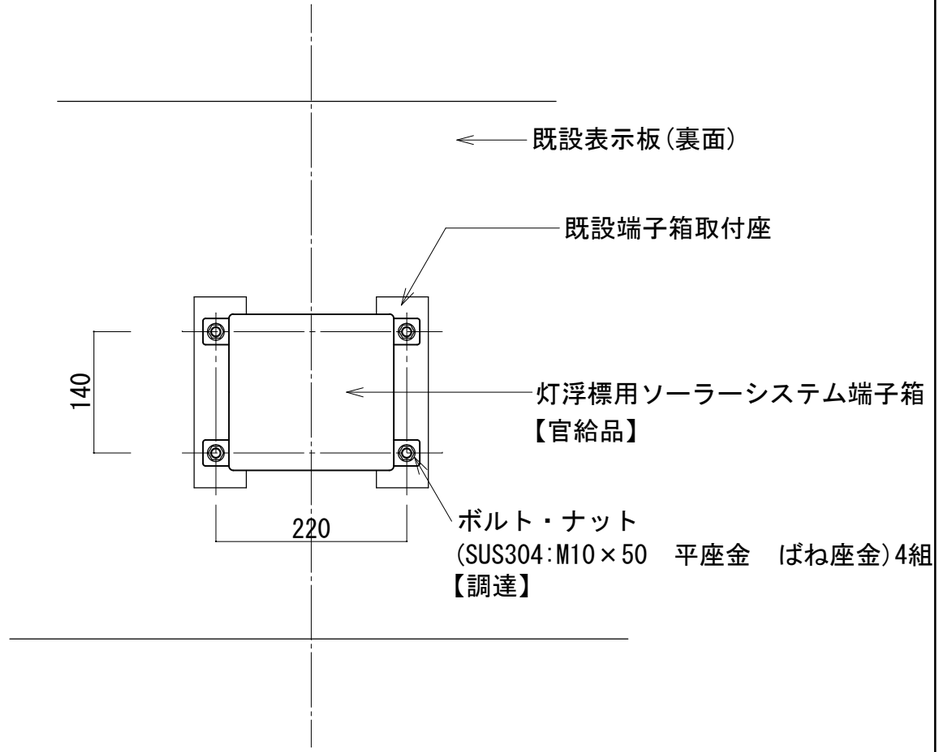
件名	舞鶴港アモ瀬灯浮標ほか１基全交換工事			
図面名称	太陽電池モジュール取付図、蓄電池設置図			
縮尺	図　示	設　計	設計年月日	令和８年９月
		土　生	図面番号	５／１１
	第八管区海上保安本部　交通部整備課			

標体内部



制御器取付図　S=1/10

標体外部

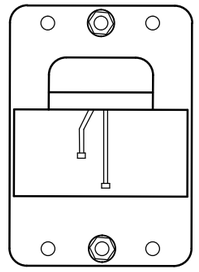


端子箱取付図　S=1/10

【舞鶴港アモ瀬灯浮標・舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標共通図】

件名	舞鶴港アモ瀬灯浮標ほか１基全交換工事			
図面名称	制御器取付図・端子箱取付図			
縮尺	図　示	設　計	設計年月日	令和８年９月
		土　生	図面番号	６／１１
	第八管区海上保安本部　交通部整備課			

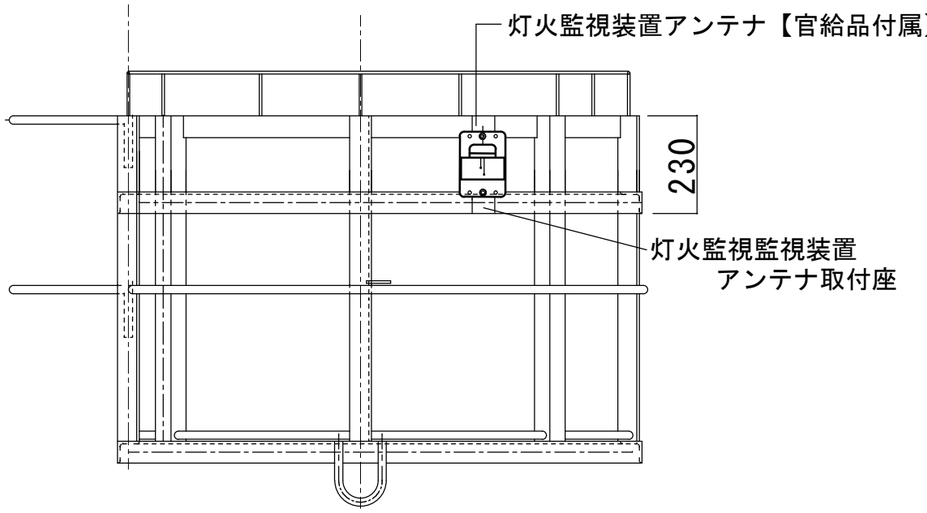
舞鶴港アモ瀬灯浮標
舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標
共通図



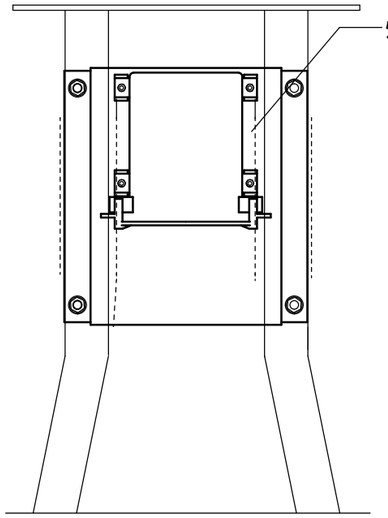
灯火監視装置アンテナ
ボルトナット（SUS304 M8×30）２組で固定
【官給品付属】

灯火監視装置アンテナ姿図　S=1/10

舞鶴港アモ瀬灯浮標

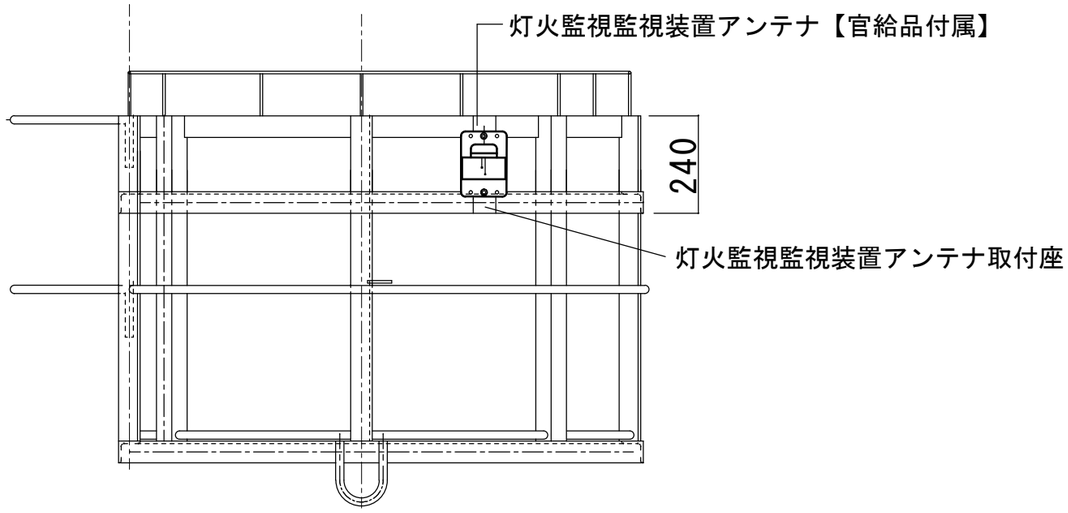


灯火監視装置アンテナ取付図　S=1/20

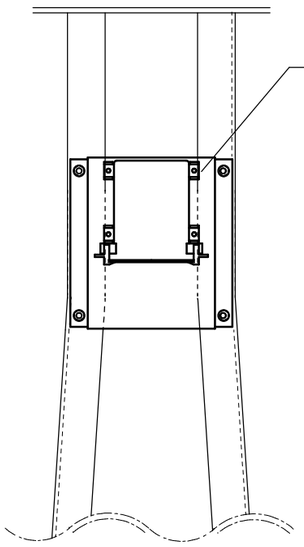


灯火監視装置取付図　S=1/10

舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標

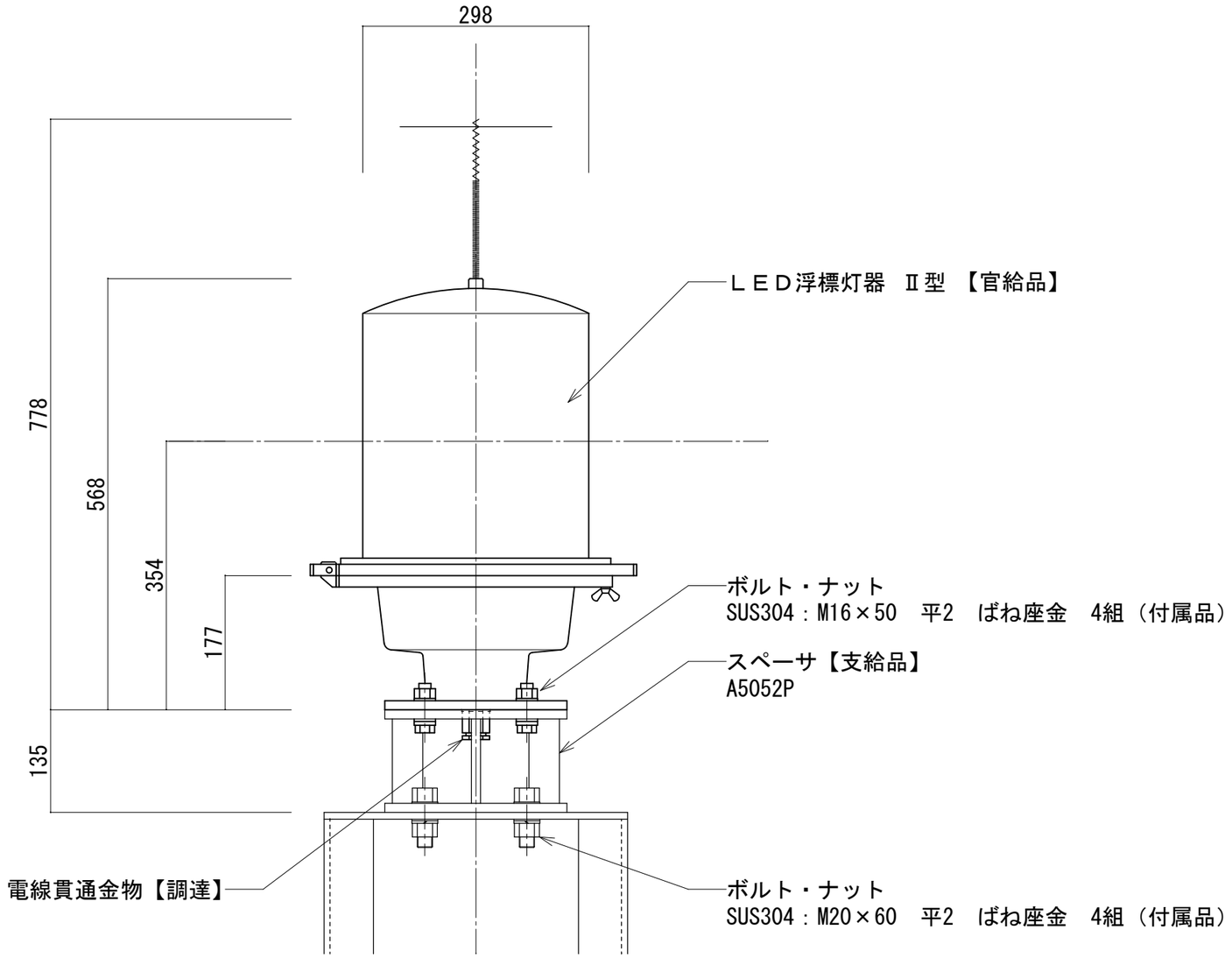


灯火監視装置アンテナ取付図　S=1/20



灯火監視装置取付図　S=1/15

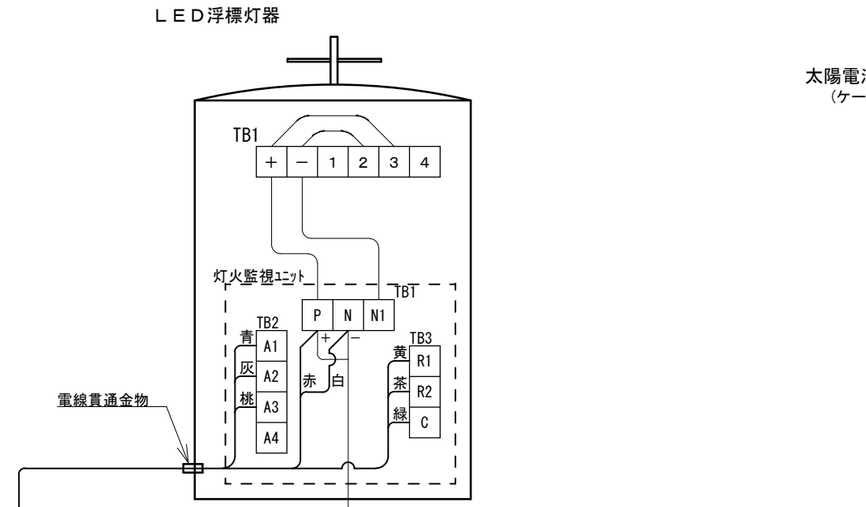
件名	舞鶴港アモ瀬灯浮標ほか１基全交換工事		
図面名称	灯火監視装置（本体、アンテナ）取付図		
縮尺	図　示	設　計	設計年月日　令和８年９月
		土　生	図面番号　７／１１
	第八管区海上保安本部　交通部整備課		

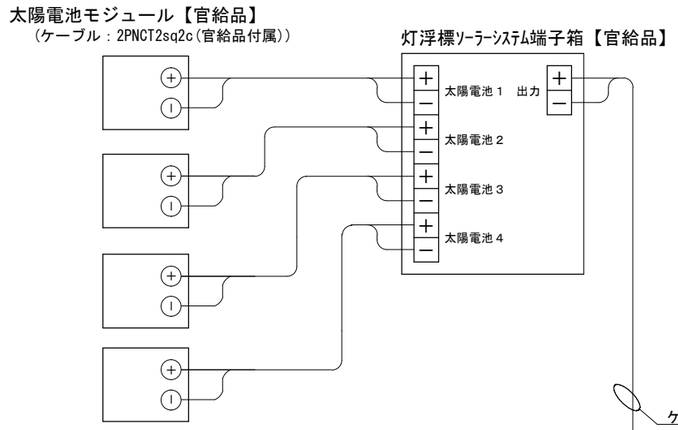


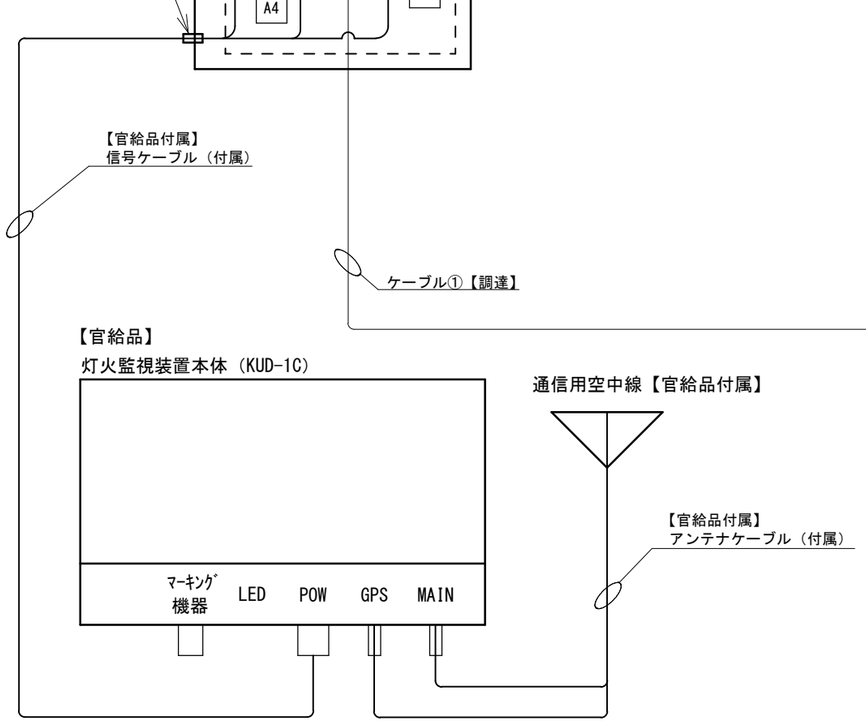
ＬＥＤ浮標灯器（Ⅱ型）取付図　S=1/10

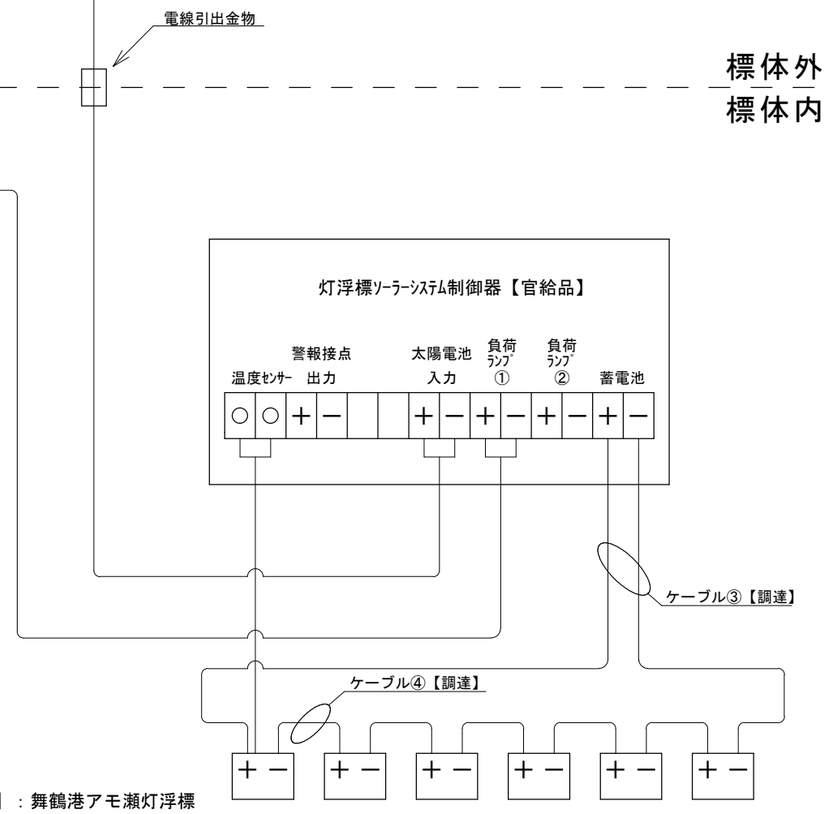
【舞鶴港アモ瀬灯浮標・舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標共通図】

件名	舞鶴港アモ瀬灯浮標ほか１基全交換工事		
図面名称	LED浮標灯器（Ⅱ型）取付図		
縮尺	図　示	設　計	設計年月日　令和８年９月
		土　生	図面番号　８／１１
第八管区海上保安本部　交通部整備課			









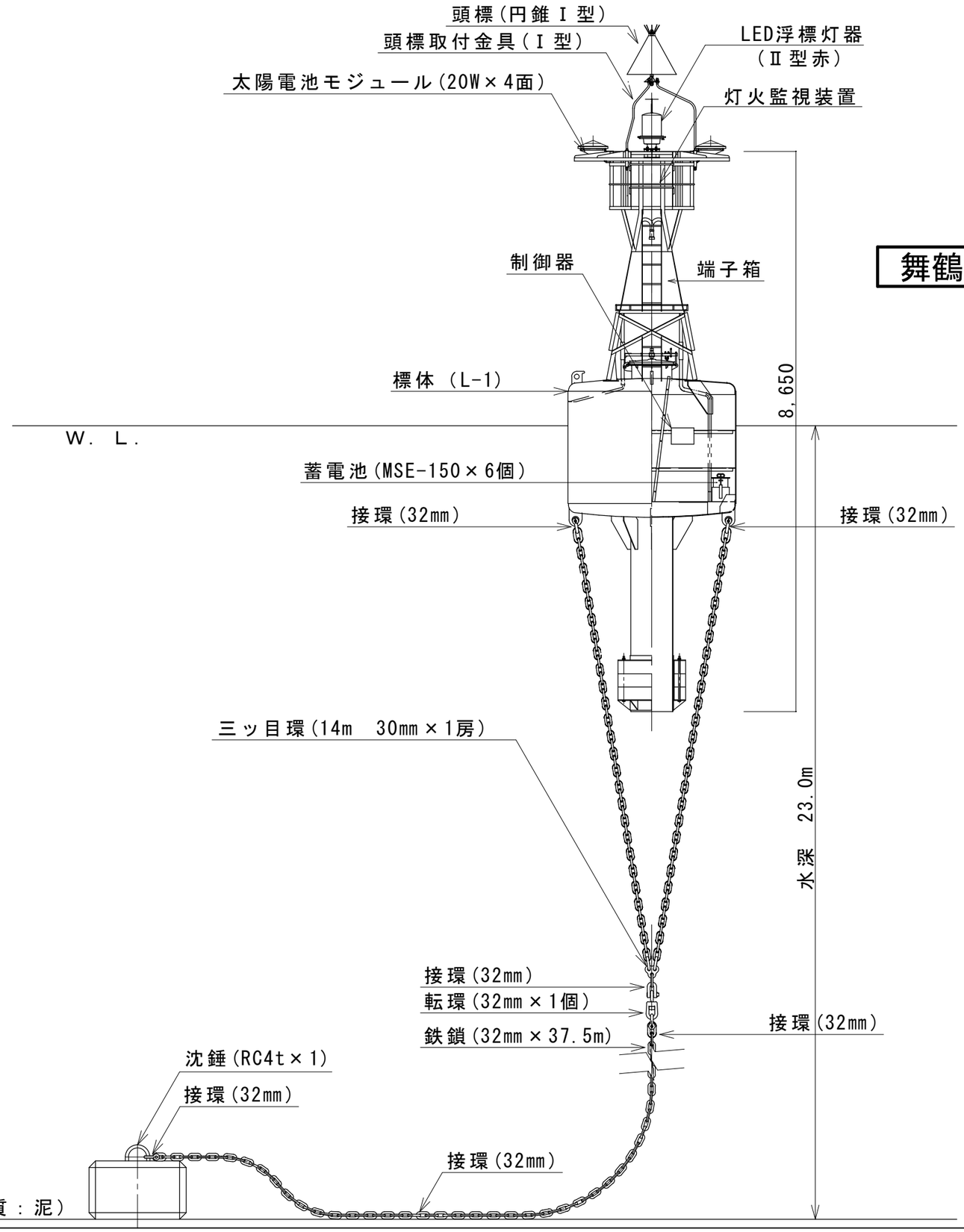
標体外部
標体内部

番号	品　目	規　　格	圧　着　端　子	長さ	数量
①	ケーブル	2PNCT 2sq 2C	R2-4S(両端)	9m	1本
②	ケーブル	2PNCT 2sq 2C	R2-4S(両端)	5m	1本
③	ケーブル	EM-CE 5.5sq×1C	R5.5-5(制御器側) R14-10(蓄電池側)	3m	2本
④	ケーブル	EM-CE 5.5sq×1C	R14-10(蓄電池間)	0.8m	5本

蓄電池（MSE150×6個）【官給品】：舞鶴港アモ瀬灯浮標
蓄電池（MSE200（長寿命型）×6個）【調達】：舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標

件名	舞鶴港アモ瀬灯浮標ほか１基全交換工事			
図面名称	配線系統図(ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ、灯火監視装置)			
縮尺	図　示	設　計	設計年月日	令和８年９月
		土　生	図面番号	９／１１
	第八管区海上保安本部　交通部整備課			

舞鶴港アモ瀬灯浮標碇置図 S=1/100

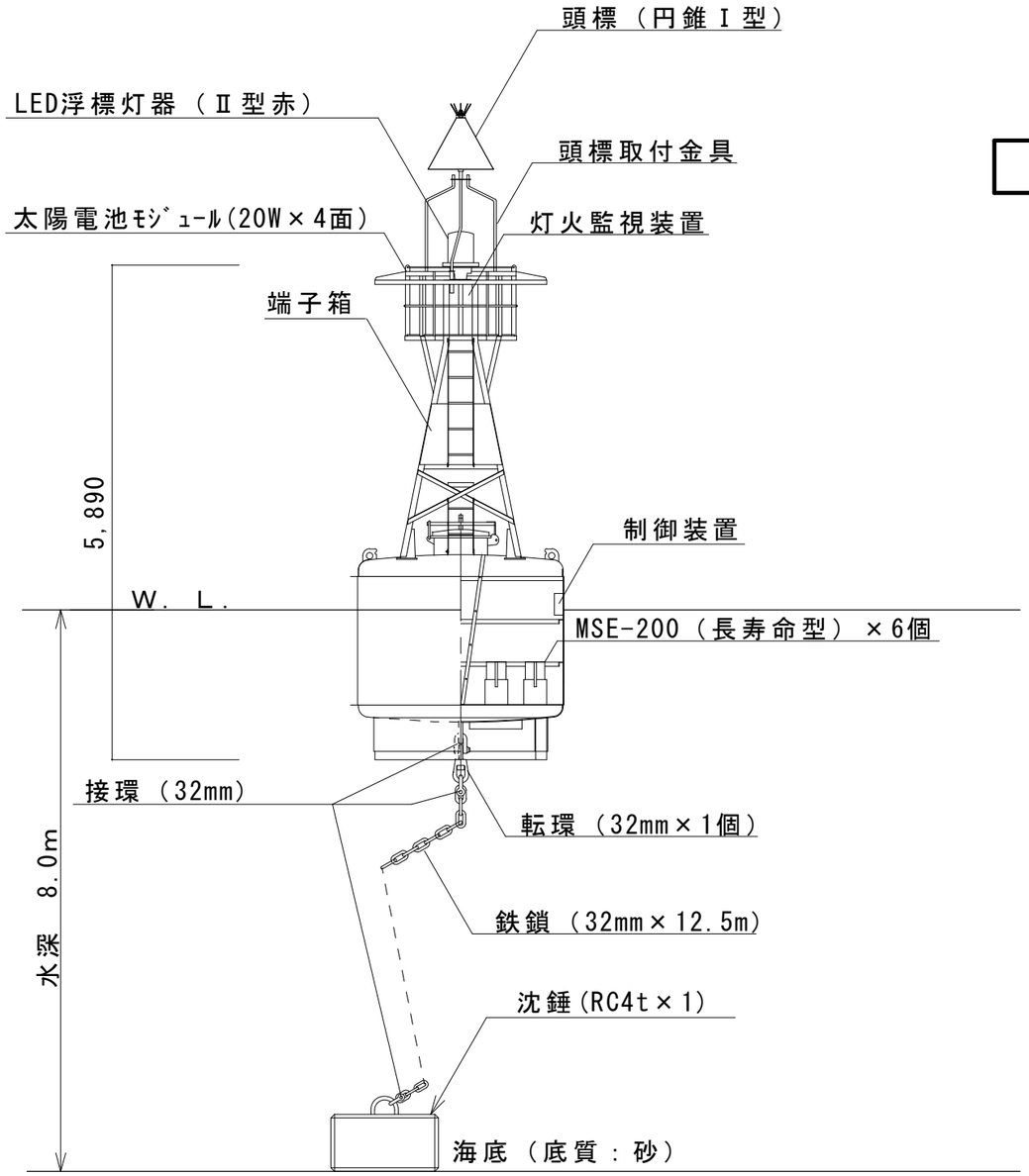


鉄鎖・水中接続具・沈錘

名称		数量
鉄鎖	32mm	37.5m
三ツ目環	30mm×14mm	1房
転環	32mm	1個
接環	32mm	6個
沈錘	RC4 t	1個

件名	舞鶴港アモ瀬灯浮標ほか1基全交換工事			
図面名称	舞鶴港アモ瀬灯浮標碇置図			
縮尺	図 示	設 計	設計年月日	令和8年9月
		土 生	図面番号	10／11
	第八管区海上保安本部 交通部整備課			

舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標碇置図 S=1/100



鉄鎖・水中接続具・沈錘

名称		数量
鉄鎖	32mm	12.5m
転環	32mm	1個
接環	32mm	3個
沈錘	RC４ｔ	1個

件名	舞鶴港アモ瀬灯浮標ほか１基全交換工事			
図面名称	舞鶴港中ノ瀬下端灯浮標碇置図			
縮尺	図　示	設　計	設計年月日	令和８年９月
		土　生	図面番号	１１／１１
第八管区海上保安本部　交通部整備課				